廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室、産業廃棄物課

1.事業の概要

廃棄物の不法投棄対策については、これまで規制強化等を進めるとともに、「不法投棄撲滅アクションプラン」(平成16年度策定)に基づき、地方公共団体等との連携のもとで、総合的な施策を講じてきたところである。今後さらに、不法投棄対策を進めていくため、各施策を行う。

ITを活用し、不法投棄等事案の情報収集・整理を行う。

不法投棄事案の解明、原状回復手法の検討に関する専門家からなる支援チームを組織した上で、都道府県等へ派遣し取組を支援する。

地方環境事務所を拠点に、国の関係機関や地方公共団体等との連携体制を確保し、合同監視、一斉パトロールの実施や不法投棄を発生させない社会環境づくりに向けての普及啓発活動等を実施する。

廃棄物の再生利用の認定に係る基準を策定するため、再生利用に係る特例の対象となる産業廃棄物、再生利用の内容、再生利用を行う者及び再生利用の用に供する施設の必要な要件等について調査、評価などを行う。

廃棄物の再生利用の認定に係る基準を策定するため、再生利用に係る特例の対象となる産業廃棄物、再生利用の内容、再生利用を行う者及び再生利用の用に供する施設の必要な要件等について調査、評価などを行う。

2. 施策の効果

環境省、各地方環境事務所及び地方自治体で同じITツールを使用することにより、不法投棄等事案の情報交換・相互協力が図られる。

都道府県等における不法投棄対策を支援することにより、不法投棄の 行為者・関与者等の究明を徹底し、支障の除去等に対する公的負担を軽 減するとともに、都道府県等職員のスキルアップにより不法投棄の拡大 防止が図られる。

国、地方公共団体、市民、事業者等との連携を一層促進し、不法投棄対策について国民一人ひとりの意識改革や、不法投棄を発生させない社会環境を作り上げる。

産業廃棄物の再生利用認定制度の適正な運用を確保することにより、 循環型社会推進形成基本計画に掲げる再生利用量の目標の達成を図る。

3. 備考

環境保全調査費

産業廃棄物適正処理・再生利用推進対策費 不法投棄早期対応システム整備費 不法投棄事案等対応支援事業 不法投棄撲滅運動の展開

59,987千円 5,332千円 10,668千円 30,535千円 13,452千円(再掲)